

介護老人保健施設 浮間舟渡園 利用料金(通所)

1. 通所リハビリテーション費 基本利用料金(1日当たり)

費用(居宅サービス費)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	410円	442円	477円	509円	545円
2時間以上3時間未満	426円	488円	553円	616円	680円
3時間以上4時間未満	540円	628円	714円	825円	935円
4時間以上5時間未満	614円	713円	811円	937円	1,063円
5時間以上6時間未満	691円	820円	946円	1,096円	1,244円
6時間以上7時間未満	794円	944円	1,089円	1,262円	1,432円
7時間以上8時間未満	846円	1,003円	1,161円	1,349円	1,531円

2. 保険給付内 加算料金

項目	金額	加算単位	内容の説明
8時間以上9時間未満	56円	1日あたり	「7時間以上8時間未満」のサービス前後に日常生活上の世話をを行った場合に算定されます。
感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合			感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合に加算されます。所定点数×3/100
理学療法士等体制強化加算	34円	1日あたり	常勤かつ専従の理学療法士等を2名以上配置している場合に加算されます。(1時間以上2時間未満のみ)。
リハビリテーション提供体制3時間以上4時間未満	14円	1回あたり	3時間以上の通所リハビリテーションを提供した場合、リハビリテーション専門職員の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合
リハビリテーション提供体制4時間以上5時間未満	18円	1回あたり	
リハビリテーション提供体制5時間以上6時間未満	23円	1回あたり	
リハビリテーション提供体制6時間以上7時間未満	27円	1回あたり	
リハビリテーション提供体制7時間以上	31円	1回あたり	
入浴介助加算 I	45円	1回あたり	一般浴・特別浴を利用される際に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算(イ)(開始から6月以内)	622円	1ヶ月あたり	個別のリハビリテーション実施計画を作成し、定期的に評価した場合に加算されます。加えて、ご利用者の通所リハビリテーションについて医師がリハビリ職員に対し指示を行い、3ヶ月以上継続利用を必要とされるご利用者に対しては医師がリハビリテーション計画書に必要理由を記載し、リハビリ職員からケアマネジャーへの情報提供や他のサービス事業所、家族に対する指導・助言を行い記録に残した場合加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算(イ)(開始から6月超)	267円	1ヶ月あたり	個別のリハビリテーション実施計画を作成し、定期的に評価した場合に加算されます。加えて、ご利用者の通所リハビリテーションについて医師がリハビリ職員に対し指示を行い、3ヶ月以上継続利用を必要とするご利用者に対しては医師がリハビリテーション計画書に必要理由を記載し、リハビリ職員からケアマネジャーへの情報提供や他のサービス事業所、家族に対する指導・助言を行い記録に残した場合加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)(開始から6月以内)	659円	1ヶ月あたり	リハビリテーションマネジメント加算(イ)(開始から6月以内)の内容説明のほか、ご利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。

項目	金額	加算単位	内容の説明
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)(開始から6月超)	303円	1ヶ月あたり	リハビリテーションマネジメント加算(イ)(開始から6月以内)の内容説明のほか、ご利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
(新しい加算)リハビリテーションマネジメント加算(ハ)(開始から6月以内)	881円	1ヶ月あたり	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)(開始から6月以内)の内容説明のほか、管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、栄養状態や口腔の健康状態に関する情報を共有し、通所リハビリテーション計画を見直し、関係職種へ情報提供している場合に加算されます。
(新しい加算)リハビリテーションマネジメント加算(ハ)(開始から6月超)	525円	1ヶ月あたり	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)(開始から6月以内)の内容説明のほか、管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、栄養状態や口腔の健康状態に関する情報を共有し、通所リハビリテーション計画を見直し、関係職種へ情報提供している場合に加算されます。
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	300円	1ヶ月あたり	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の内容説明のほか、リハビリ計画について、リハビリテーション事業所の医師からご利用者・ご家族への説明、同意を得た場合に算定されます。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	123円	1日あたり(週2回を限度とする)	ご利用者に対して医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が退院・退所・通所開始日から3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	267円	1日あたり(週2回を限度とする)	認知症ご利用者に対して医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が退院・退所・通所開始日から3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	67円	1日あたり	若年性認知症の方(40歳から64歳)がご利用された場合に加算されます。
栄養アセスメント加算	56円	1ヶ月あたり	管理栄養士を1名以上配置し、ご利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該ご利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じて対応し、ご利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他の栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
栄養改善加算	222円	月2回を限度とする(3ヶ月に限り)	低栄養状態の改善等を目的とし、栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、定期的な評価と必要に応じ居宅を訪問した場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング(Ⅰ)加算(6月に1回限度)	23円	6月に1回	ご利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について介護職員等が確認を行い、当該ご利用者の口腔の健康状態と栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング(Ⅱ)加算(6月に1回限度)	6円	6月に1回	ご利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかについて介護職員等が確認を行い、当該ご利用者の口腔の健康状態と栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。
口腔機能向上加算(Ⅰ)	167円	月2回を限度とする(3ヶ月に限り)	ご利用者の口腔機能の向上等を目的として口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づいて個別的に口腔清掃の指導等を実施し定期的に評価を行った場合に加算されます。
(新しい加算)口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	172円	月2回を限度とする(3ヶ月に限り)	リハビリテーションマネジメント加算(ハ)と口腔機能向上加算(Ⅰ)の内容説明のほか、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、口腔機能向上サービスを行ない、口腔機能を定期的に記録し、定員超過利用・人員基準欠如に該当せず、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
(新しい加算)口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	178円	月2回を限度とする(3ヶ月に限り)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の内容説明のほか、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、口腔機能向上サービスを行ない、口腔機能を定期的に記録し、口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、定員超過利用・人員基準欠如に該当せず、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
重度療養管理加算	111円	1日あたり	要介護4・5で厚生労働大臣の定める状態(常時頻回の喀痰吸引を実施している状態など)の者に2時間以上の通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。

項目	金額	加算単位	内容の説明
科学的介護推進体制加算	45円	1ヶ月あたり	ご利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。
事業所が送迎を行わない場合	▲53円	片道につき	事業所が送迎を行わない場合(片道につき)に減算されます。
(新しい加算)退院時共同指導加算	666円	1回につき	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(利用者又はその家族に対して、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させることをいう。)を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	1回につき	介護職員の総数のうち勤続7年以上の占める割合が30/100以上の場合に加算されます。
介護職員改善処遇改善加算(Ⅱ)(令和8年5月31日まで)			介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。 ※一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。所定単位数×83/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(ロ)(令和8年6月1日以降)			政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、介護従業者を対象に、3.3%の賃上げを実現する措置、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に2.4%を賃金に上乗せ措置を実施することに取り組む事業者に対し加算されます。所定単位数×108/1000

### 3. 保険外サービス利用料金(消費税込み)

項目	金額	利用単位	内容の説明
食費	669円	1日あたり	ご利用者様の食事費用といたしまして食材料費と調理費をお支払いいただきます。
日用品	実費		ご利用者様が日用品を希望された場合、その際に必要な以下の日用品の費用をお支払いいただきます。歯ブラシ、薬用ハミガキ、洗口液、スキンケアなど。
教養娯楽費	実費		ご利用者様が書道や水彩画など特に活動を希望された場合、その際に必要な道具や材料の費用をお支払いいただきます。
理美容代	2,750円～		施設出入り業者へのお申し込みとなります。
おむつ代	実費	その都度	施設で用意するものをご利用いただく場合
開示手数料	3,300円	1回	記録の開示に係る手数料(医師による面談料含む)
記録の写し	22円	1枚につき	記録の開示に係る記録のコピー代(白黒,カラー)
記録の写し	1,100円	1枚につき	記録の開示に係る画像代(CD-R)